

第10章 担保物権



第1節 担保物権の性質

- ☐ ☐ 1. 民法上の担保物権には、☐定担保物権（留置権と先取特権）と☐定担保物権（質権、抵当権）がある。
- ☐ ☐ 2. 債務が消滅すれば、担保物権も消滅する（☐性。ただし、抵当権設定登記は、弁済等による債務消滅後に抹消できる）。
- ☐ ☐ 3. 債務の全額が弁済されるまで、担保物権は、目的物の全部について存続する（不可分性）。
- ☐ ☐ 4. 担保物権は、被担保債権とともに移転する（随伴性）。
- ☐ ☐ 5. 担保物権（留置権を除く）の目的物が他の財産権にかわる場合には、その財産権（火災保険金請求権・売買代金請求権・賃料請求権・不法行為にもとづく損害賠償請求権等）についても担保物権の効力が及ぶ（物上代位性）。ただし、払渡し又は引渡し前の☐が必要。
- ☐ ☐ 6. 不動産について担保物権を設定する場合、留置権を除いては、登記がないと第三者に対抗することができない。複数の担保物権どうしの優先弁済の順序も、原則として、登記の順番による。

第2節 抵当権

- ☐ ☐ 7. 抵当権の目的物は、不動産、地上権、永小作権である。
- ☐ ☐ 8. 抵当不動産に付加して一体となった物については、抵当権設定の前後を問わず、原則として、抵当権の効力が及ぶが、土地のみに設定した抵当権の効力は建物には及ばない。
- ☐ ☐ 9. 従物や従たる権利については、抵当権設定当時に存在していたものにつき、原則として、効力が及ぶ（判例）。
- ☐ ☐ 10. 抵当権は、被担保債権について☐があったときは、その後生じた抵当不動産の果実に及ぶ。